

海外紹介

世界の鍼灸コミュニケーション(30)

ドイツ鍼灸事情2008

北川 裕康、部 耕司

セイリン株式会社 ミュンヘン駐在員事務所

要 旨

セイリン株式会社は20年以上ドイツを中心に、欧州諸国へディスプレイ鍼灸針の輸出を行っており、今日では欧州各国で当社鍼灸針が使用されている。2007年11月より、欧州鍼灸市場の調査を行うため、ドイツ(ミュンヘン市)に駐在員事務所を開設した。

ドイツでの鍼治療は、医師及びハイルプラクティカーによって行われており、医師の間では鍼治療は一般的な治療として地位を確立している。2000年～2006年にかけては、鍼治療を公的保険での適応疾患にすべきか判断するため、鍼治療の効果を科学的に検証することを目的に40,000人を対象にGerman - Studiesが実施されるなど、臨床と研究、いずれの分野においても活発な活動が行われている。また、西洋医学領域とは別にハイルプラクティカーとよばれる資格がドイツには存在し、鍼灸、ホメオパシーなどの自然療法が、古くから行われていることより、ドイツでは鍼治療が広く国民の間に普及している。本稿では駐在員事務所開設後の活動で得た知見の中で、これまで、あまり知られてこなかったドイツの鍼灸資格制度、鍼治療に関する医療保険、及び主要な協会を中心に報告する。

キーワード：ドイツ、鍼、資格制度、医療保険、協会

I. はじめに

当社(セイリン株式会社)は約20年以上、ドイツを中心に欧州へディスプレイ鍼灸針の輸出を行ってきた。その結果、今日では欧州の多くの国々で当社鍼灸針が使用されている。2007年11月より、ドイツ鍼灸市場を中心に欧州鍼灸市場の情報収集や、欧州代理店への営業サポートを目的に、ドイツ(ミュンヘン市)に駐在員事務所を常設した。本稿では駐在員事務所開設して以来、これまでの活動で得た知見の中で、ドイツ鍼灸事情を中心に紹介する。

II. ドイツの鍼灸資格制度

ドイツにて合法的に鍼灸治療を行うことができるのは「医師」または「ハイルプラクティカー(Heilpraktiker、以下、HP)」のみであり、例外的に、助産師による妊婦への鍼治療が認められている。鍼治療に従事している医師は02年時点で2～3万人、もしくは4～5万人と推測され、ドイツにて、鍼治療を行う医師が所属する最大の団体であるDÄGfA(ドイツ鍼灸師協会)には08年時点で、約10,000名が所属している。DÄGfAによればドイツでは20,000～30,000人の医師が鍼治療に従事

していると予想し、他の団体の推計では40,000~50,000人との報告もある。ちなみにドイツの医師数は30万6435人(05年の時点で; 歯科医などは除いた数)

HPはドイツ特有の資格制度であり、独立開業権が認められ、鍼灸治療だけではなく、ホメオパシー、神経セラピー、オゾン・酸素療法など各種自然療法を行うことが法律上許可されている。患者の症状に対し、実施可能な治療オプションの中より、各々で治療法を選択するという治療が行われ、鍼治療はその内の選択肢の一つであり、全てのHPが鍼治療を実施しているわけではない。HPは05年現在20,000人の登録があり、登録ベースで男性:6,000人、女性:14,000人であるが、HPのみを業としているのは6,000人だけとの報告もあり、HPのみで生計を立てていくことが難しいことが推測される。

HPの試験

HPの資格取得の方法は、試験に合格しさえすれば良く、養成学校の卒業は必須ではない。資格は国家資格ではあるが、法律上HPになるために定められた訓練がないので、志望者の大部分は学校へ通い、基本的な医学知識や自然療法の知識を習得し試験に備えるのが一般的である。合格率は低く難関とされており、日本において鍼灸師になるために学校の卒業が必須条件でなくなったケースを想定して頂きたい。

試験は2つに分類され、一次試験は基礎医学の筆記試験、二次試験は口頭試問となっており、国として試験要項等は定めておらず試験内容は各州の保険局の裁量に任されている。受験に際しては下記の条件が満たされなければならない。

- ・25歳以上
- ・最低学歴: Hauptschule ハウプトシューレの証明(日本での中学校卒業に相当)
- ・犯罪歴がないことの証明
- ・感染症・中毒症がないことの証明
- ・外国人はドイツでのピザ

試験は春(3月)と秋(10月)の年2回実施され、一次試験は60問120分(45問以上で合格)、二次の口頭試問は45分以内である。なお、口頭

試問の実施は、筆記試験後4週間~6週間後である。

試験は州ごとの保険局が実施しており、住民票がある地域以外での受験はできない。いずれの州で合格しても、資格はドイツ国内で有効である。

一次試験合格率は約20%であり、繰り返し受験は可能だが、二次試験不合格者は再度、一次試験から受験し直さなければならない。

試験内容は、HPに関する法律(HP法1939年2月制定)、実施可能な治療、診断の限界、基礎解剖学、生理学、心理学、一般的な疾患の知識、急性疾患への対応・鑑別、基礎的な診断技術の確認、施療所の衛生管理、滅菌等である。また、試験内容は各州の保険局によって若干違い、試験料も全国統一されていない。バイエルン州での受験費用は筆記試験約€120(¥14,400)、口頭試験約€180(¥21,600)、資格証明書発行料€200(¥24,000)で、合計約€500(¥60,000)である。

文中為替レート: 1ユーロ(€)=120円

IV. ミュンヘンにあるHP養成学校の状況

- Paracelsus Schule Munich -

同校では試験対策の基礎コースを2年~2年半設けており、この期間で、医学の基礎知識に関して習得し、鍼やホメオパシーなどの専門コースは毎週金曜日に実施される授業で学ぶシステムになっている。金曜日のコースでは、様々な治療法の中から各々がどれを選択するのか決めるための入門的な授業であり、特定の分野の研鑽を高めるためには定期的に実施されている各協会や団体等が主催する講習会に参加することが一般的である。

下記に同校の概略を記す

- ・学費: 2年~2年半で€8,000~€9,000(¥960,000~¥1,080,000)
- ・授業時間: 月~金 9時00分~13時00分
- ・夜間コース: 月・火 19時00分~21時30分
- ・生徒数: 約250人。ドイツ人だけでなく、外国人も多数在籍しているとのことであるが、具体的な国籍は不明である。授業は全てドイツ語で実施されるため、受講生はドイツ語能力が必須である。
- ・系列校: ドイツ全土に52校

なお、2003～2004年にかけての調査でHP養成学校は全国に146校存在することが分かっている。

ドイツ国内で日本の鍼灸師資格のみで鍼治療は可能か？

日本で履修・習得した、医学知識、技術などを書面にし、各州の保険局（衛生局）へ提出し、指定医による書類審査が行われ、内容に問題が無ければ、保険庁に書類が差し戻され、最終書類審査が実施される。そこで合格と判断されれば、HPとし治療を行えるようになるとのことである。但し、このケースでは、何かしら業務上の制約が生じる可能性があり、また、公的機関への書類準備、申請手続きなどに大変な時間と労力を要すると推測される。この方法以外にも、医師の監督下であれば、書類審査を受けずに日本の鍼灸師資格のみで治療が可能との見解がある一方、上記のように保険局での書類審査の結果、HPとして認定されなければ、医師の監督下であっても治療は行えないと照会先により見解が分かれている。このような見解の相違は照会先の立場を反映したものでなく、このようなケースが極めて稀であるため、ドイツ国内での整合性が図られていないためと思われる。HPの免許を取得せずに、日本の鍼灸師免許のみで治療をされている先生は、当社が把握している限りでは、お一方だけである。この先生は開業医のクリニックの1室を借り、そこで鍼治療を行っており、医師の監督下にて鍼治療を行っているケースである。

VI. ドイツの医療保険について

ドイツの医療保険は公的保険とプライベート保険の2つに大別されるが、鍼治療に関わらず保険で治療を受ける場合には、診療後窓口で医療費を支払う必要はない。医師の方で、国や民間保険会社へ請求書を送付し、そこで治療費の決済が行われる。自費負担診療については後日、各個人へ請求書が送付される。ほとんどのドイツ国民は各種公的保険に加入しており、保険料は給料（グロス）に対し12.3%～16.5%であり、雇用主と被雇用者の両方に対して同率の保険料負担の義務があるため、公的保険に払い込まれる実際の保険料は上記

のパーセントの倍である。プライベート保険への加入は過去3年間の年収がグロス平均€47,700（572万円）に達しなければならず、この保険への加入者はドイツ国民の約10.6%の855万人（07年12月末日時点）である。プライベート保険加入者は、掛金に応じた医療サービスを受受でき、毎月の掛金が高ければ、高水準の医療がほぼ無料で受けられ、掛金以外の年間自己負担額もほとんど発生しない。掛金が低ければ、無料で受けられる医療サービスはある程度制限され、一定の年間自己負担額が発生する。一般的なプライベート保険の掛金は€50.00/月～€80.00/月（¥30,000/月～¥57,600/月）である。

VII. 02年～07年にかけて実施された German-Studies

公的保険より医療費還付が行われるためには、本当にその治療に効果があるのかどうかの実証されなければならないが、以前より鍼治療はその効果が明確でなく、今回の試験は、鍼治療を公的保険の医療費還付の対象とすべきか、その効果を検証するために実施されたものであり、結果、慢性腰痛と膝痛への保険適応が2006年4月18日に決定された。

この決定以前は、AOK、BKKなどに代表される多くの公的保険の会社がマーケティング、サービス目的等で、非公式に鍼治療費の還付に応じていた経緯がある。

2000年以降、国から委託を受けた公的保険会社によるプロジェクトが開始され、プロジェクト参加医師が治療した膝痛、慢性腰痛などへの鍼治療は全て保険で賄われ、プロジェクト期間中は毎年約2億ユーロ（240億円）の鍼治療費が計上された。（公的保険に関わる年間の医療費の総計は、06年で1,480億ユーロである。）

膝痛に関しては、多くの研究の中でプラセボとの有意差が認められ、鍼治療、プラセボ治療いずれも、一般的な治療より効果が有意であった。慢性腰痛に関しては、プラセボ試験と経穴治療の比較による差があまり明確ではなかったが、経穴治療の方がプラセボよりも効果的であると比較できる差があったとの結果が出ている。

コラム 臨床試験の被験者募集の記事

見出し：Klinikum Rechts der Isar (ミュンヘン工科大学附属病院) Berlin Charite (ベルリン大学医学部)とDeutsche Forschungsgemeinschaft (ドイツ研究共同体)との共同研究

鍼治療による花粉症患者の募集(日付：2008年4月2日)

本文：ミュンヘン工科大学附属病院の皮膚科とアレルギー科はドイツ全土を対象に、鍼による花粉症治療のボランティアを募集しています。以前の調査では既に鍼が花粉症に対して有用であるとの結果が出ていますが、この結果を科学的に証明するためにも、ミュンヘン工科大学附属病院の指揮下で更なる研究が必要です。ベルリン大学医学部との協力はミュンヘン工科大学附属病院の責任者ヨハネス・リング教授のもとで行われます。

リング教授はこの研究に際し、「我々は、ミュンヘン地域で、白樺及び草木の花粉アレルギーを持つ200人の患者を探しています。患者グループは二つに分けられ、Aグループは即座に鍼治療を開始し、Bグループは抗アレルギー剤を8週間投与の後、鍼治療を開始します。この研究により、二グループに於ける症状の程度、QOL、薬剤の使用状況、そして起こりうる副作用にどのような違いがあるのかを観察してみたいと思っています。」とのコメントを出しています。なお、この研究に参加する方は無料で鍼治療を受けることができます。

患者の代表者は「片頭痛」への鍼治療の保険適応も要求したが、「片頭痛」「アレルギー」「禁煙」への鍼治療の保険適応は認められないとの見解が示された。片頭痛が保険適応にならなかった理由は、鍼治療と一般的な治療との有意差が認められなかったためである。このように痛みを対象とした、研究以外にも、花粉症への鍼治療の効果を検証する研究も実施されている。コラムはその記事の抜粋である。

VIII. 鍼治療にかかる費用

1. 公的保険での鍼治療費還付が請求できる医師の資格・条件

「慢性的な腰痛と膝痛」への鍼治療費還付を請求する医師には高いスキルが必要とされ、一定の資格が必要となった。その条件を下記に記す

- 1) 120時間の鍼講習
- 2) 60時間の鍼実習
- 3) 20時間のケーススタディ研修を1回につき4時間実施

(事故への対応技術 2年間に少なくとも2回受講)

上記のような条件が必要となり、鍼治療を行う医師を12,000人と仮定した場合、この基準を満たす医師は2,000人しかいないとの推計もある。ちなみに、「慢性的な腰痛と膝痛」と認定されるためには、慢性的な痛みが6か月間継続すること

が条件とされ、且つ、それに関わる鍼治療は6週間以内に10回までとする制約がある。

2. 鍼治療の保険取扱と治療費に関して

鍼治療の公的保険取扱は2疾患のみであるが、プライベート保険は上述の通り、享受できる医療サービスは掛金次第であるため、German Studiesによる影響は全く受けていない。ほとんどのプライベート保険は鍼治療への支払いに応じているので、患者は自己負担なし(全額保険会社負担)にて鍼治療を受けることができる。

・公的保険での鍼治療費

公的保険医協会(KV)が会員である保険医に点数方式(EBM)にて報酬を支払う。1点当たりの価格は四半期ごとに見直され、点数は対象疾患や地域により異なる。

表1は「慢性的な腰痛と膝痛」への鍼治療費である、治療に際し細かい要求事項が定められており、その一部を紹介する。

- 1) 疼痛が何か月継続し、それがどの程度、日常生活に支障を来しているのかを確認すること
- 2) 治療内容を書面にし、患者の合意を得ること
- 3) 刺入深度、使用経穴、刺激の強弱を事前に決めておくこと
- 4) 治療プランに則った治療を実施すること

表1 公的保険での鍼治療費

診療項目	2007年	2008年	2009年
診察（問診）の点数	1060点	1135点	1330点
診察（問診）の治療費	不明	不明	€46.35 (¥5,562)
鍼治療の点数	480点	510点	600点
鍼治療費	不明	不明	€21.00 (¥2,520)

注：表中の1点は2セント～5.1セントの範囲で変動する。診療分野や州により変わる。

表2 プライベート保険における鍼の診療報酬

番号	治療内容	ファクター1	2.3	3.5
7*	TCMに基づく特定の診察（脈診、舌診等）	€9.33	€21.45	€32.66
269	痛みに対する1回の鍼治療	€11.66	€26.81	€40.81
269a	痛みに対する1回の鍼治療（置鍼20分）	€20.46	€46.92	€71.40
567	モグサの利用（必要に応じ、269aに加える）	€5.30	€9.54	€17.17

注：ファクター「2.3（請求費2.3倍）」、「3.5（請求費3.5倍）」の請求の際は、その理由である、治療技術が高い旨などを書面で保険会社へ説明しなければならない。

- 5) 特定の経穴に対して正確な刺鍼を行うこと
- 6) 必ず20分は治療すること
- 7) 使用する鍼はディスプレイ鍼であること

・プライベート保険での鍼治療費

連邦健康省が定めるGOÄ（Gebührenordnung für Ärzte；医療報酬規定番号）により診療報酬費は定められており、表2は鍼の診療報酬である。

Dominiki Irnich MD, PhD（アーニツヒ医師）

による鍼治療

施設名：ミュンヘン大学医学部麻酔科 統合ペインセンター

患者症状：左頸部痛

診断名：頸肩腕部の筋・筋膜性疼痛症候群

治療時間：約1時間

問診：€60.33（¥7,240）、身体検査：€21.45（¥2,574 上記7*）、鍼治療：€46.92（¥5,630 上記269a）、自律神経系の診断：€10.72（¥1,286）1回の治療費合計：€139.42（¥16,730）。この治療費に初診料は含まれていない。

同科はプライベート保険加入者、または自己負担患者のみを対象としている。

3 . HPの鍼治療費

German Studiesの前も後も、HPの鍼治療費のほとんどはプライベート保険や患者の自己負担により支払われているようであり、治療費に関してGerman Studiesの結果による影響は皆無であったと思われる。（厳密に、医師から同意書や紹介を受け、治療を行っていたHPには影響があったのかもしれないが、詳細は不明である。）HP協会が提案している料金表が存在し、例えば、「脈診による鍼治療は€1.30～€26.00（¥1,236～¥3,120）まで」で、「モグサ、鍼通電療法は€5.20～€15.50（¥624～¥1,860）」と提示されている。しかし、これらはあくまでも目安であり、HPの診療報酬に法的な制限は無く、一般的なHPの鍼治療費は1回約45分～60分で€50～€70（¥6,000～¥8,400）である。

IX. ドイツでの主な鍼灸団体

1 . DÄGfA（ドイツ鍼灸師協会）

- ・正式名称：Deutsche Ärztesellschaft für Akupunktur e.V.
- ・設立：1951年
- ・本部：ミュンヘン
- ・会員数：約10,000名の医師が加盟（2008年時

点)

- ・ドイツにおいて、最大の鍼医師団体、専門のカリキュラムを実施し鍼医師の育成を行っている
Diplom A基礎養成コース(120時間)Diplom B完全養成コース(トータル360時間)
年間500時間以上の講習
- ・主な学会・講習会：ドイツ鍼灸コンgres(パートノイハイム)、マインツ鍼灸シンポジウム、医療講習(パーデンバーデン)、スポーツ医学国際シンポジウム(フランクフルルト)

2. DgfAN (ドイツ鍼・神経治療協会)

- ・正式名称：Deutsche Gesellschaft für Akupunktur und Neuraltherapie e.V.
- ・設立：1971年 (DgfANという名前は1990年以降。以前は社会情勢等による影響のため、団体名称にAkupunkturという言葉は入れていなかった。)
- ・会員数：2,700名以上が加盟(2008年時点)
- ・会員構成：主に旧東ドイツ地域。医師、歯科医師、獣医師、および自然科学系の研究者中心
- ・本部：チューリンゲン州ゲーラ
- ・年間150以上の講習を提供
- ・主な学会・講習会：DGfANコンgres、ヴァルネムンデ講習週間、テュービンゲン鍼学会、シュネー神経セラピートレーニング、鍼治療講習(ギリシャ)

3. Pro Medico (プロメディコ)

- ・プロメディコは、産婦人科医、助産師への鍼の教育を目的した教育団体
年間を通じ、ドイツ各地で講習会やセミナーを開催している
- ・設立：1993年
- ・設立者：Dr. med. Ansgar Römer (ルーマー・アンスガー)

4. AGTCM (ドイツ古典鍼灸・中国伝統医療協会)

- ・正式名称：Arbeitsgemeinschaft für Klassische Akupunktur und Traditionelle Chinesische Medizin e.V

- ・設立：1954年
- ・会員構成：HP、中国伝統医学(以下、TCM)実践者、医師
- ・会員数：1,134名
- ・連絡先：バイエルン州バートライヒェンハル
- ・主な学会：TCMコンgres ローテンブルグ
欧州の鍼協会は主に医師中心に構成される協会と、医師以外の施術者によって構成される協会に2分される(ドイツではHP、イギリスでは鍼灸師や物理療法士等)。TCMコンgresはTCM実践者により主催される学会では欧州最大であり、欧州全土はもとより、世界各国より毎年、多くの参加者が訪れる学会である。(08年1,200名の参加者)

同学会は、全日本鍼灸学会のように演題発表を中心とした学会とは趣が異なり、5日間に渡り、約90名の講師が鍼はもちろんTCMに関しての様々な実技指導を実施する学会である。

約1年間、欧州の主要学会へ参加したが、TCM実践者中心の学会は、このような実技指導の学会が多くあった。

欧州のTCM関連の情報はETCMA - European Traditional Medicine Association.のサイトを参照頂きたい。 <http://www.etcma.org/>

2010年2月頃を目処に、DAGfA、DgfAN、ミュンヘン大学、ミュンヘン工科大学、ベルリン大学などが中心となり、統一した鍼灸医師学会を開催しようとする動きがあり、現在、開催へ向け、当事者間で協議が行われている。

X. 今後、ドイツで鍼灸治療が拡大するのか?

この質問へは回答者によって意見が異なる。鍼治療には効果があり、患者の関心も高まっているという肯定的な意見がある一方で、保険制度変更前や、保険適用のための研究プロジェクト中は、医師は鍼治療によって多額の医療費還付を受けることができたため、鍼治療を行う医師の絶対数も増し、人気治療であったが、今回の研究プロジェクト終了及び保険制度改正後、鍼治療による医師への医療費還付が減少したことより、医師側から見た鍼治療への関心が低下しているという意見も

ある。これらのことより、今後ドイツにて鍼治療の市場がどのように推移していくのか、現時点で明確な回答はできない。

XI. まとめ

ドイツでは鍼管無し、太さ3番鍼(0.20mm)以上の鍼が頻用されていることから、治療はTCMスタイルが中心であると思われる。しかし、長さは15mm、30mmの鍼が多く用いられており、本場中国の一般的な鍼の長さに比べるとやや短く鍼灸伝来後、ドイツ独自の発展を遂げたことが伺える。耳鍼療法も、毫針による刺鍼及び、留置刺激(刺入型・接触型)どちらも盛んに行われている。

ドイツでの日本鍼灸は医師の鍼灸師の間ではICMART(International Council of Medical Acupuncture and related Techniques)で紹介される山本式頭鍼や良導絡の他にも、近年では「鍼管使用+弱刺激(繊細な刺激)」という認識が次第に浸透してきており、その評価は概ね高い。しかし、鍼教育開始時から鍼管無しによる学習、また、押手の概念がないことによる、細い鍼(太さ0.12mm~0.16mm)の刺鍼に難がある事などにより、実際に日本鍼灸を行う治療者はごくわずかしかないのが現実である。今後、当駐在員事務所が日本鍼灸を海外の治療者に理解してもらうための、情報発信に少しでも寄与できればと考える。

Acupuncture in Germany 2008

KITAGAWA Hiroyasu, SHITOMI Koji

SEIRIN CORPORATION
German Representative Office

Abstract

SEIRIN Cooperation has been exporting disposable acupuncture needles for more than 20 years to European countries, mainly to Germany. Our products are being used in many European countries today. In November 2007, we established a representative office in Munich, Germany, for market research purposes.

Acupuncture treatment has been performed in Germany by medical doctors or "Heilpraktiker" since the early 1970 and is accepted as general medical treatment among many medical doctors and patients. "Heilpraktiker" is a non-medical person, who is allowed to treat patients with traditional and so called natural methods like herbal medicine, acupuncture, chiropractic, homeopathy and many more, after passing a national exam in Germany. As "Heilpraktiker" has long been a widely accepted profession in Germany, this may be one of the reasons for the good acceptance of acupuncture.

The acupuncture societies are active in both research and clinical practice. One example is the German studies conducted from 2000 until 2006. The purpose of these studies was to scientifically prove the effects of acupuncture and to judge whether the national health insurance should cover the costs for acupuncture treatment. For these studies, 40,000 patients were participated.

This report includes information that we obtained through our activities since we established our representative office. We introduce the German medical insurance system for acupuncture treatment, the major German acupuncture associations and the German license system.

Zen Nihon Shinkyu Gakkai Zasshi (Journal of the Japan Society of Acupuncture and Moxibustion: JJSAM). 2009; 59(1): 39-46.

Key words: Germany, acupuncture, license system, medical insurance, association